

○乳幼児及び児童医療費助成に関する条例
昭和48年3月20日条例第21号

改正沿革

乳幼児及び児童医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は乳幼児及び児童医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児及び児童の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

条履歴

(定義)

第2条 この条例において次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項の定めるところによる。

2 「乳幼児」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。「児童」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者で乳幼児以外の者をいう。

3 「保護者」とは、乳幼児及び児童の親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児及び児童を監護する者をいう。

4 「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (5) 国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

5 「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

6 「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

7 「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

8 「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

9 「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

条履歴

(対象者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者でありかつ足寄町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児及び児童とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている乳幼児及び児童
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している乳幼児及び児童
- (3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者(乳幼児及び児童の生計を主として維持する者に限る。)に監護されている乳幼児及び児童
- (4) 重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第41号)の規定による助成を受けることができる乳幼児及び児童

条履歴

(受給資格者の登録)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、乳幼児及び児童医療費受給資格者登録申請書を提出して、乳幼児及び児童医療費受給資格の登録を受けなければならない。

条履歴

(受給者証の交付)

第5条 町長は前条の規定により、登録の申請があった場合において医療費の助成を受ける資格があると認めるときは、受給資格者に対し、受給者証を交付する。

条履歴

(受給者証の提示)

第6条 受給資格者は医療保険各法の規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療を受けようとするときは、保険医療機関に組合員証又は被保険者証及び受給者証を提示しなければならない。

条履歴

(助成の範囲)

第7条 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、本町の区域内に住所を有する世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯を除く。)に属する乳幼児及び児童に係る医療費から基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額(以下「助成額」という。)を保護者に対して助成する。

2 第2条第7項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成する。

条履歴

(助成の方法)

第8条 医療に関する経費の助成は、町長がその助成する額を当該保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 町長は特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず受給資格者本人又は保護者に支払うことにより行うことができる。

条履歴

(届出の義務)

第9条 受給資格者が、届出事項に変更があつたときは、保護者はその旨を速やかに町長に届け出なければならない。

条履歴

(助成の制限)

第10条 受給資格者の病気又は負傷が第三者の行為によってなされかつ、その者によって医療費の負担がなされた場合は、その負担の限度において助成は行わない。

(資格の喪失)

第11条 受給資格者が、その資格を欠くに至ったときは、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

条履歴

(受給者証の再交付)

第12条 乳幼児及び児童医療費受給者証を汚損し、破損し、又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、医療費受給者証再交付申請書を提出しなければならない。

条履歴

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 この条例により助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第14条 町長は偽り、その他不正な行為により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

条履歴

(権利の消滅)

第15条 この条例により助成を受けることができる権利は、受給資格者が保険医療機関等において療養を受けた日の翌月の初日から起算して1年を経過したときは消滅する。

条履歴

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年12月25日条例第36号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和59年9月29日条例第20号)

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(平成6年12月16日条例第29号)

改正

平成12年3月13日条例第41号

(施行期日)

この条例は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月13日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月19日条例第64号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年9月20日条例第25号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年6月21日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の乳幼児医療費助成に関する条例第3条第3号の規定は、平成13年4月1日以後に生れた者について適用し、平成13年3月31日以前に生れた者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 改正後の乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月11日条例第58号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月5日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月12日条例第16号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第8号)

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

2 この条例による改正後の乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例施行規則
昭和48年4月1日規則第15号の2

改正沿革

乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は乳幼児及び児童医療費助成に関する条例(昭和48年条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
条 履 歴

(一部負担金)

第1条の2 条例第2条第6項の規定による一部負担金は次のとおりとする。

(1) 条例第2条第2項に規定する乳幼児の場合 0円とする。

(2) 条例第2条第2項に規定する児童のうち、世帯全員が市町村民税非課税者(その属する世帯全員が療養のあった月の属する年度(療養があった月が1月から7月の場合にあっては前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者に限る。)である場合 0円とする。

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額(基本利用料及び食事療養標準負担額を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。
条 履 歴

(一部負担金と基本利用料の合算)

第1条の3 前条第3号の場合であって受給者が条例第2条第7項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。
条 履 歴

(条例第3条第3号に規定する所得の額等)

第1条の4 条例第3条第3号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

(優先関係)

第2条 乳幼児及び児童に係る疾病又は負傷が、他の法令による公費負担医療制度又は独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度の対象となるものである場合には、その制度を優先適用する。
条 履 歴

(受給資格者の登録申請)

第2条の2 条例第4条の規定による乳幼児及び児童医療費受給資格者の登録は、別記第1号様式の乳幼児及び児童医療費受給資格者登録申請書(以下「登録申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類(以下「被保険者証等」という。)

(2) 条例第3条第3号に規定する保護者(乳幼児及び児童の生計を主として維持する者に限る。)の所得の状況を明らかにする書類

(3) 第1条の2第2号に規定する者(その属する世帯員全員が町民税非課税者に限る。)にあっては、世帯員全員が町民税非課税者であることを確認できる書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給資格者の登録及び受給者証の交付)

第3条 町長は前条の規定により登録申請書を受領したときは、その内容を審査し、受給資格者であると認めるときは、別記第2号様式の乳幼児及び児童医療費受給者台帳に登録し、別記第3号様式の乳幼児及び児童医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 第1項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は7月1日から7月31日までの間とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。
条 履 歴

(助成の方法)

第4条 条例第8条第1項及び第2項の規定による乳幼児及び児童医療費の助成は、保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)が別記第4号様式の乳幼児等医療費給付金申請書を町長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申請は、月の初日から末日までの分を翌月10日までに提出しなければならない。

3 条例第8条第2項の規定による乳幼児及び児童医療費の請求は、保護者が別記第5号様式の乳幼児及び児童医療費助成金交付請求書を町長に提出することにより行うものとする。
条 履 歴

(助成の申請)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号の定めるところにより支給するものとする。

(1) 前条第1項の場合 申請内容を審査し、助成額を決定し、別記第6号様式の乳幼児及び児童医療費決定通知書により支給決定の通知を行い、支給するものとする。

(2) 前条第3項の場合 保険医療機関等で発行する一部負担金等を預収したことを証明する書類を添えて、町長に提出し、申請内容を審査して助成額を決定し別記第7号様式の乳幼児及び児童医療費支給決定通知書により支給決定を行い支給するものとする。
条 履 歴

(届出)

第6条 条例第11条の規定により保護者は、次のいずれかに該当するときは、別記第8号様式の乳幼児及び児童医療費受給資格(変更・喪失)届出書を町長に提出しなければならない。

(1) 加入している健康保険に変更があったとき。

(2) 住所に変更があったとき。

(3) その他申請内容に変更があったとき。
条 履 歴

(受給資格証の再交付)

第7条 乳幼児等医療費受給資格証を汚損し又は破損し若しくは亡失したことにより乳幼児等医療費受給者証の再交付を受けようとするときは別記第9号様式の乳幼児及び児童医療費受給者証再交付申請書を町長に提出しなければならない。

条歴歴

(資格の喪失及び受給者証の返還)

第8条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 足寄町の区域内に住所を有しなくなったとき。
 - (2) 受給者が死亡したとき。
 - (3) 重症並びにひとり親家庭等医療費助成制度の受給者となったとき。
 - (4) 条例第3条第3号に該当するに至ったとき。
- 2 前項の規定に該当するときは、すみやかに受給者証を町長に返還しなければならない。

条歴歴

(条例第7条第2項に規定する額等)

第9条 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)に規定する額とする。

条歴歴

(実施細目)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年9月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年7月31日規則第16号)

この規則は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則(昭和60年4月22日規則第16号)

この規則は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則(平成元年2月20日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年4月24日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月16日規則第26号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成11年2月10日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月1日規則第30号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年9月27日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成17年6月30日規則第27号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月25日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月30日規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月21日規則第20号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年12月18日規則第28号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成24年5月31日規則第12号の2)

- この規則は、平成24年8月1日から施行する。ただし、別表の改正は平成24年6月1日から施行する。
- この規則による改正後の乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例施行規則の別表の規定は、平成24年6月1日以後において適用し、同日以前の適用については、なお従前の例による。
- 前項を除く改正後の乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の適用日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成25年2月5日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則(平成25年7月29日規則第13号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第1条の4関係)

所得の額	所得の額は、前年の所得(1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。)とし、児童手当法施行令(昭和48年政令第281号)第1条に定める額とする。
所得の範囲及び所得の額の計算方法	1 所得の範囲は、児童手当法施行令第2条の規定によるものとする。 2 所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第3条の規定によるものとする。

別記第1号様式

乳幼児及び児童医療費受給資格者登録申請書

年 月 日

足寄町長 様

申請者住所 足寄町

(保護者) (居住地)

氏 名

印

電話番号 ()

受給者との関係

乳幼児等医療費の助成に関する条例第5条の規定により受給資格の登録を受けたいので申請します。

記

		※受給者番号		
対象者	フリガナ	フリガナ		
	氏 名 男・女	世 帯 主 氏 名		
	生年月日 年 月 日 (満 歳)	世帯主との続柄		
加入医療機関	名 称			
	記 号 番 号			
	所 在 地			
	増 加 給 付	有 ・ 無		
添付書類	所得情報・住民税情報・加入保険 <input type="checkbox"/> 公簿又は添付書類等により確認済		捺印	
選 定 権	宝 長 主 支 担 者	決定年月日		
		年 月 日		
	資格取得年月日	年 月 日	有効年月	
	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を交付する。	<input type="checkbox"/> なし	未就学児 ・ 児童(小学生または中学生)	
		<input type="checkbox"/> 1割	小学生 ・ 中学生	
2 次の理由により上記申請を却下する。				
却下理由				
個人コード		備考		

※ 申請者は※欄は記入しないでください。

別記第2号様式